

日本現代中国学会理事選挙実施規定（試行）案

日本現代中国学会は、規約第 10 条（役員）に基づき、西暦において偶数年に理事選挙を以下の要領で実施する。

1. 選挙実施母体（選挙管理委員会）

選挙実施年の前年の全国理事会において選挙管理委員会委員候補を選定し、総会での承認を経て、選挙管理委員会を組織する。選挙管理委員会は、関東、東海、関西、西日本の四部会（以下地域部会）のうち実施母体となる幹事部会を中心に組織され、常任理事会及び事務局と協力して、選挙事務をとりおこなう。

2. 被選出理事・被推薦理事

選挙を通じて理事 25 名を選出する（被選出理事）。選出された理事 25 名は、新たに 25 名を推薦し（被推薦理事）、50 名で理事会を構成する。被推薦理事の選出にあたっては、地域や研究領域のバランスを考慮するため、地域部会が候補者の推薦を行う。

3. 選挙人資格

本学会の会員は選挙人としての資格を有する。

4. 被選挙人資格

本学会の会員は被選挙人としての資格を有する。但し、三年以上会費を納めていない会員はその限りではない。

5. 選挙人名簿及び被選挙人名簿の確定

選挙実施年の 3 月 31 日現在の会員を以て選挙人とし、そのうち 4 但し書きに定める会員を除いた会員を被選挙人とする。

事務局長（またはその代行者）は、4 月 1 日に 3 月 31 日現在の会員名簿（選挙人名簿）、4 但し書きに該当する会員の名簿（被選挙人名簿作成資料）、及び会員のうち 4 但し書きに該当しない会員の名簿（被選挙人名簿）を作成し、これを確認のため、会計担当理事及び地域部会担当理事に送付し、事務局長、会計担当理事及び地域部会担当理事は、4 月 10 日までに名簿の点検を行う。名簿につき疑義がある場合には、事務局長に伝える。4 月 10 日までに疑義の申し出がない場合には、送付した名簿を以て確定する。疑義がある場合には、4 月 20 日までに疑義につき照会し、選挙人名簿及び被選挙人名簿を確定する。

6. 選挙の実施

1) 選挙は郵送でおこなう。

2) 学会事務局は、選挙管理委員会の要請に基づき、選挙人宛に、被選挙人名簿と、選挙についての説明、投票用紙、投票用紙封入用封筒、返信用封筒などを送付する。時期は5月1日を目途とする。

3) 選挙人は、投票用紙に無記名で十名以内連記の上、投票用紙封入用封筒に厳封し、返信用封筒で返信する。5月25日消印有効で投票を締め切る。

4) 選挙管理委員会は、6月上旬を目途に幹事部会の所在地で開票作業をおこない、結果を速やかに理事長に報告する。なお、第25位の会員が複数ある場合（24位以内において25名を超える場合には、その最下位を含む）には、常任理事会が、学会歴、年齢、所属地域などを参照して順位を定め、当選者25名を決定する。

5) 理事長は事務局長を通じて、選挙結果を当選者に通知する。選挙結果をふまえ、各部会を中心に被推薦理事候補25名を選出し、理事長に報告する。理事長は事務局をつうじて選挙結果を会員に告知する。

6) 理事長は、前項の当選者に対する選挙結果を通知する際に、被推薦理事候補者の推薦を各部会に依頼すること及び被推薦理事の決定については理事長に委任されたい旨の説明を付す。

7) 被選出理事については常任理事会終了後直ちに、被推薦理事には、地域部会からの推薦者リストを理事長が確認した後直ちに、事務局を通じて第1回全国理事会の日時及び場所について通知する。